

八代市イベント業務のアウトソーシングに伴うアドバイザー業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

第2次八代市総合計画では、交流人口の増加によるにぎわいの創出を掲げ、もって地域活性化を図ることとしている。そこで、これまでのイベントをより魅力的なイベントへブラッシュアップし、集客力を高める（＝交流人口の増加）ために、民間のアイデアやノウハウを取り入れた八代モデルの構築を目指している。

本業務は、その第1段階として、イベントの企画・運営等に伴うアウトソーシングの可能性を調査・選別するにあたり、経験豊かな民間事業者からアドバイザーの派遣を求め、イベント業務に係る課題の抽出、業務委託の仕様に係る助言を求めるものである。

2. 業務委託概要

(1) 委託業務名

八代市イベント業務のアウトソーシングに伴うアドバイザー業務

(2) 業務内容

本業務において委託する対象事業及び内容は、以下のとおりとする。

(対象事業)

- ①九州国際スリーデーマーチ事業
- ②八代くま川祭り事業
- ③やつしろ全国花火競技大会事業

(委託業務内容)

- ①対象事業について、民間委託の可能性調査及び業務の選別
- ②担当者等とのヒアリングを踏まえた業務委託に係る仕様書案の検討
- ③今後もコロナ渦が続くことを想定し、「新しい生活様式」におけるイベント開催の可能性への助言
- ④上記①②③を踏まえた報告書及び業務タスク表（案）の作成

(3) アドバイザーの委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 委託上限金額

600,000円（消費税及び地方消費税含む）

※委託料の支払方法については、契約時に協議して決定する。

3. 委託者選定方法

公募型プロポーザル方式

4. 参加（応募）資格

本手続きに参加しようとする者（「以下「提案者」という。）は、次にあげる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例52条）第2条第3号及び第4号に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (3) 八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

5. 基本事項

提案に係る基本事項は以下のとおりとする。

- (1) 事前説明会は行わない。
- (2) 本提案に係る経費は提案者負担とする。
- (3) 提案書提出期限後の書類の追加・修正・差替えは出来ない。
- (4) 本審査は、書類審査により行う。
- (5) 資格審査及び本審査の結果は個別に通知する。
- (6) 提出された書類は返還しない。
- (7) 提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (8) 提案者が1社の場合でも審査を行い、必要な条件を満たさなければならない。

6. スケジュール

	項目	提出期限	様式等	提出方法等
1	公募開始	令和3年1月21日（木）	様式	各実行員会・振興会HPに掲載
2	質問受付	令和3年1月22日（金） ～ 1月29日（金） ※午後5時必着		電子メール
3	質問回答	※随時、回答する。		
4	参加申請及び企画提案書等の提出	令和3年2月3日（水） ※午後5時必着	企画提案書 他、添付書類	持参又は郵送
5	選考結果の通知	令和3年2月上旬※予定		
6	契約締結	令和3年2月中旬※予定		

7. 書類の提出

提出書類は以下のとおりとする。各様式に従い、期限内に必要な書類を本要領 1 2 に記載する提出先に提出すること。

(1) 提出期限

令和 3 年 2 月 3 日（水）

※ただし、土・日・祝日を除く平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

(2) 提出方法

持参又は、郵送（受付期限必着）にて提出すること。

(3) 提出書類（正本 1 部、副本 7 部とする。）

ア. 企画提案書（任意様式）

- ・本業務に係る作業工程、イベント業務の受注実績とその予算規模及び発注先などを記載すること。

イ. 参加申請書（様式第 1 号）

ウ. 法人の概要が分かる書類（任意様式）

エ. 参加資格要件確認書（様式第 2 号）

オ. 納税証明書（証明可能な直近のもの）

カ. 見積書（任意様式）

(4) 書類作成に当たっての留意事項

①提出書類

ア 複数の応募又は、複数の事業計画を提出することはできない。

イ 申請書提出後は、軽微な変更を除いて、提出書類の記入内容の変更は認めない。

②提出書類の情報公開

提出された書類等は、八代市情報公開条例等の法令に基づき、情報公開することがある。

③費用の負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

④虚偽の記載

提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

⑤辞退届

応募書類提出後に辞退する場合は、令和 3 年 2 月 3 日（水）までに辞退届（任意様式）を提出すること。

⑥資料の取り扱い

事務局から提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁止する。また、第三者に対して情報提供することも禁止する。

8. 質問の受付及び回答

本実施要項の内容に不明な点がある場合は、質問書（任意様式）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和3年1月29日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法：質問書を事務局あてに電子メールにて提出すること。
- (3) 回答方法：提出された質問及びそれに対する回答は、質問があった事業者及び企画提案頂いたすべての事業者へ随時回答する。

9. 審査方法及び評価基準

- (1) アドバイザーの選定については、書類審査により実施する。
- (2) 8（4）「審査項目」に基づき、提出された企画提案書の書類審査を行い、上位1者を選定するものとする。得点が同点の者が複数ある場合は、見積額が低いものを上位として扱い、得点が同点且つ見積金額が同額の場合は、プロポーザル執行業務に関係のない職員にくじを引かせ、上位者を決定する。
ただし、提示金額が提案限度額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。
- (2) アドバイザーの選定結果については、選定後、応募者すべてに対して速やかに文書で通知する。
- (3) アドバイザーの指定後、細部を協議のうえ、業務委託契約を締結する。
- (4) 審査項目・評価基準

審査項目	評価基準	配点
業務内容の理解について	本業務の目的を理解し、方針が明確か。	5点
専門性について	イベント業務における業務実績があり、業務を遂行する為に必要な専門知識を有しているか。	5点
業務を遂行する体制について	業務を確実に遂行できるよう、業務に関する管理・監督を確実にを行う体制が整っており、派遣者の資質も担保されているか。	5点
経費について	見積額が最も低かった事業者を5点とする。その他の事業者については、最も低い見積額（A）を当該事業者の見積額（B）で除して得た数値（ $A \div B$ ）に配点5点を乗じて得た得点を評価得点とする。（小数点以下四捨五入）	5点
合計		20点

10. 報告書の提出

業務完了後、本要領2（2）（委託業務内容）①②を踏まえた報告書及び業務タスク表（案）の提出を行うこと。また、紙3部及びCD-R等による電子データ1部を提出すること。

11. その他

(1) 契約方法について

ア 本契約において、推定総金額（税込）を超えて発注することはできない。

また、発注金額が推定総金額（税込）に達した場合又は達する可能性が見込まれる場合は、契約期間の満了前であっても当該契約を終了することがある。

更に、発注金額が推定総金額（税込）に達しない場合であっても契約期間の満了をもって契約は終了するものとする。なお、いずれの場合においても、受託者は契約の終了に関して異議を主張できないものとする。

イ 契約金額には、本件の履行にかかる一切の費用を含む。

(2) 一括再委託の禁止

ア 受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することが出来ない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た時は、この限りではない。

イ 「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

ウ 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するに当たっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。

(3) 秘密の保持

ア 受託者は、本契約締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他の契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、又は、その他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また、開示もしないこと。

イ 受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は、法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。

ウ 受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。

(4) 個人情報の取り扱い

委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。委託期間の満了後は、個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む）を委託者に返却するものとする。

(5) 著作権の扱い

ア 本委託契約に係る全ての成果物等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は各実行委員会及び振興会又は八代市に帰属することとし、本委託事業により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないものとする。

イ 本業務に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

(6) 暴力団等排除に関する特約事項により業務を遂行すること。

(7) 本事業の履行に際し、受託者の過失により生じた事故等については、受託者がその責

めを負う。

(8) 仕様書について、疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、対応するものとする。

(9) 委託者は必要に応じ、本契約の委託事務の実施状況について検査を行う。

12. 問合せ及び受付先

九州国際スリーデーマーチ実行委員会事務局

やつしろ全国花火競技大会実行委員会事務局

くま川祭り振興会事務局

(上記事務局は、八代市役所経済文化交流部イベント推進課内に設置)

※令和3年1月31日までの問合せ先

〒866-0861 八代市本町1丁目10-36 ヨネザワビル2F

TEL 0965-33-4132 FAX 0965-32-6381

※令和3年2月1日以降の問合せ先

〒869-4703 八代市千丁町新牟田1502-1 八代市役所千丁支所3階

TEL 0965-33-4132 FAX 0965-46-2220

担当者電子メール : syun-kdt@city.yatsushiro.lg.jp